

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度

財政援助団体等監査(30監査第 193号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (元年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
<p>第6 意見 (報告書9ページ) (3) 文化芸術振興への貢献度評価について</p>	<p>“豊かな心を育み人と文化が輝くまち「ながの」”(第五次長野市総合計画)がどの程度達成できてきているかを評価することは、人の心や感性を量ることとなり容易ではないが、至近の問題としては、芸術監督設置の効果の検証が必要となる。</p> <p>財団がその目的をどれだけ達成しているか、あるいは市の目標にどれだけ貢献しているかの進捗度合いを知る手がかりとして、現段階では指定管理者の「モニタリング評価調査」と、総合計画の「指標」がある。指標には、「アンケート指標」と「統計指標」があり、アンケート指標では、「文化芸術に気軽に親しめる環境が整っているか」、また、「自らが文化芸術に親しんでいるか」の2つを掲げている。総合計画では、平成33年度までの5年間で、どちらも5%以上の上昇を目指しているが、平成28年度基準値に対して29年度実績値では、前者がほぼ横ばい、後者が2%のマイナスとなっている。</p> <p>前述のとおり、今後芸術監督を置かないとすることは、公立文化施設たる長野市芸術館の運営方針を根本的に改めることであり、その設置前後での事業効果、とりわけ、芸術監督に係る経費と今回の“シーズンプログラム・プロデューサー”に係る経費の費用対効果がどう変わったのか、市民にわかりやすく示していかなければならない。そのためにも、財団においては、参加者数や施設稼働率といったアウトプット(結果)にとどまらず、近年研究が進んでいるアウトカム(成果)やインパクト(波及効果)を考慮した評価手法の採用を検討するなど、より有効な評価方法により事業効果また本市の文化芸術振興への貢献度を検証していく体制を整えられたい。</p>	<p>第三者評価制度について、第三者による評価の手法や評価指標を見直し、より貢献度が検証できる方法を検討したい。</p>	<p>令和5年度は、令和6年度から始まる指定管理第3期の事業計画を策定するに当たり、自己評価及び利用者アンケートを行い、第2期の成果や課題の分析を行ってきた。</p> <p>今後も、引き続き自己評価及び利用者アンケートを行っていくが、より有効な評価方法による事業効果や貢献度などの検証を行うため、第3期の3年目となる令和8年度には、シンクタンク等の専門家による第三者評価を実施することとしている。</p>	<p>出資団体(文化芸術課)</p>